

第 22 号の 2 様式記載要領

- 1 この明細書は、2 以上の市町村に事務所又は事務所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第 20 号様式又は第 20 号の 2 様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して 1 通を提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第 20 号様式又は第 20 号の 2 様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 連結法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第 20 号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税相当額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第 20 号様式別表 1 の「課税標準となる個帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 4 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第 20 号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第 20 号様式別表 1 の 2 の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 5 「分割課税標準額」の欄に記載すべき金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 6 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑤」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して 1 人当たりの分割課税標準額を算出し、当該 1 人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者 1 人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。